



特定健診の概要

対象	40～74歳の町国民健康保険の被保険者 (75歳になる人は誕生日の前日までしか受けられません) ※現在定期的に医療機関を受診している人も対象となります。 ※被用者保険の被保険者と被扶養者の特定健診は、加入している保険者へお問い合わせください。	
検査内容	●問診 ●身体測定(身長、体重、BMI) ●尿検査 ●血液検査(血中脂質、腎機能、肝機能、血糖検査など) ●心電図検査 ●貧血検査 ※前年度の検査結果や医師の判断で、眼底検査が追加されます。	
費用	500円 (眼底検査を別の医療機関で受けた場合、別途費用が必要になることがあります)	
持ち物	●特定健康診査受診券 ●被保険者証 ●質問票(ご自宅でご記入ください)	
実施日程・場所	個別健診	期間 6月1日～平成28年1月31日 場所 県内の実施医療機関
	集団健診	日程 7月12日(日)、8月9日(日)、 9月6日(日)、10月31日(土)※、 11月15日(日)、12月6日(日)
		時間 午前9時～11時
		場所 町民ホール(町役場西側)

※10月31日(土)のみ、がん検診(胃・大腸・肺がん)を同時に受診することができます。ただし、がん検診は、別途料金と申し込みが必要です。

がん検診に関する問い合わせ・申込先

保健センター ☎ 33-8000

4月から申し込みを受け付けています。(定員になり次第終了します)

糖尿病・高血圧・脂質異常症などの生活習慣病は、食生活や飲酒、喫煙などのさまざまな生活習慣が影響して引き起こされます。  
特定健診を活用して、早い段階で生活習慣病の発症要因を見つけて予防しましょう。

対象者に受診券を送付

5月下旬に対象者には受診券を送

付しますので、受診方法など詳細については案内をご覧ください。4月1日以降に国民健康保険に加入した人の受診券は、加入した日の約2カ月後に送付します。  
※特定健診を受診すると、人間ドックの助成(要事前申請)を受けられませんが、ご注意ください。(人間ドックについては広報4月号をご覧ください)

40～74歳の国民健康保険被保険者の皆さんへ  
平成27年度特定健診・保健指導が  
6月から始まります

住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34・2097



国民健康保険からのお知らせ

非自発的失業者に対して  
保険税の軽減制度があります

住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34-2097

非自発的失業者の国民健康保険税が軽減されます。平成26年3月31日以降に解雇などの非自発的理由で失業し、国保に加入した場合、失業した人の給与所得を100分の30として、所得割が算定されます。

軽減を受けるには申請が必要ですので、住民保険課国保医

療・年金係へ申請してください。平成26年度に申請している人は、再度、申請する必要はありません。

対象 離職日が平成26年3月31日以降で、雇用保険受給資格者証の「離職理由」に次のコードが記入されている人(コード…11、12、21、22、23、31、32、33、34)

軽減される期間

離職日の翌日が属する年度とその翌年度

申請に必要なもの

雇用保険受給資格者証、印鑑、被保険者証



## 個人番号制度の通知カードが確実に届くようになるため 住民票などへ方書を表示します

住民保険課戸籍住民相談係 ☎ 34・2087

10月に個人番号制度（マイナンバー）の通知カードが住民票の住所宛てに送付されます。この通知カードが確実に届くようにするため、5月7日から住民票などに方書（「アパート名」「部屋番号」「何某方」など）を表示します。

### 住民票への方書を表示

変更前

- 平成21年4月までの登録  
田原本町大字〇〇 △△番地
- 平成21年5月以降の新規登録（アパートなどの集合住宅の場合のみ）  
田原本町大字〇〇 △△番地（□◇◇）

### 変更後（表示例）

- 田原本町大字〇〇 △△番地
  - ◎◎アパート □棟 ◇◇号室
- ※以前に届出された方書をそのまま表示しますので、改めて届出する必要はありません。

※税務課が5月発送予定の納税通知書は、変更前の表示方法の後に方書（「アパート名」「部屋番号」「何

某方」など）を表示します。  
届出している方書の変更・新規登録がある場合

方書の変更・新規登録する場合は、住民保険課戸籍住民相談係に届出をお願いします。  
届出できる人

- 本人、世帯主または同一世帯の人
- 右記から委任を受けた人
- 本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）
- 委任状（代理人が申請するとき）

### その他

5月7日以前に交付された顔写真付の住民基本台帳カード、特別永住者カード、在留カードなどをお持ちの人で方書の記載を希望する場合は、裏面に記載しますので、5月7日以降にカードを持参のうえ、住民保険課戸籍住民相談係へお越しください。  
詳しくは、町ホームページ（<http://www.town.tawaramoto.nara.jp>）をご覧ください。

## ごみの減量化と資源化を推進するため 10月からごみの出し方が変わります

清掃工場（環境管理課） ☎ 33・5003

現在、全国的にごみの埋立地が不足していて、ごみの減量が強く求められています。

そのため、町では、更なるごみの減量化と資源化を推進し、循環型社会を形成する目的で、10月1日から不燃ごみ・粗大ごみの有料化、有害ごみの分別、使用済み小型家電製品の回収を実施します。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

### 不燃ごみ

不燃用指定ごみ袋に入れて袋の口をよくしばり、不燃ごみの収集日の午前8時30分までに集積場に出してください。

### 料金

- 不燃ごみ指定ごみ袋
- 45リットル（1袋10枚入り）：450円
- 30リットル（1袋10枚入り）：300円

### 粗大ごみ

粗大ごみ1点につき1枚の粗大ごみ収集利用券を貼付してください。  
粗大ごみはリクエストによる戸別

収集を行います。  
収集を希望する人は、清掃工場へ電話で依頼してください。

依頼後、回収日時をお知らせしますので、自宅前（2階建て以上のマンションなど）にお住まいの人は、1階まで粗大ごみを降ろしていただきに粗大ごみを出してください。

### 料金

粗大ごみ収集利用券 1枚：300円

### 有害ごみ

乾電池・水銀温度計・蛍光灯などの有害ごみは、透明の袋に入れ、収集日に集積場に出してください。  
年間に2回程度の収集を予定しています。

### 使用済み小型家電製品

携帯電話・デジタルカメラ・小型ビデオカメラ・携帯ゲーム機・携帯音楽プレーヤー・電子辞書・ICレコーダー・USBメモリ・PCメモリなどの小型家電製品は、町役場・青垣生涯学習センター・保健センターに設置する使用済み小型家電製品回収ボックスに投入してください。